

Title	再び徳川後期の「銭遣い」について
Sub Title	The circulation of zeni (copper currency) in the late Tokugawa period : a second argument
Author	岩橋, 勝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.3 (1981. 6) ,p.259(61)- 270(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19810601-0061
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810601-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再び徳川後期の「銭遣い」について

岩 橋 勝

- 1 問題の所在
- 2 「補助貨幣」概念について
- 3 匁銭勘定について
- 4 「銭遣い」の実態

1 問題の所在

肥後天草の石本家や肥前生月島の益富家における経営帳簿分析などを通じて、取引の記帳が一見銀目勘定（銀建取引）に見えながら内実は銭建勘定となっている、いわゆる匁銭勘定が九州を中心として西南地域に広く分布していることを示唆された藤本隆士氏は、さらに論を進めて、上方の「銀遣い」「銀建」、関東の「金遣い」「金建」に対する、「表向きの銀建に結びつけられながら、その内実は『銭遣い』『銭建』の地域」として西南日本が捉えられるのではないかと注目すべき問題提起をされた。⁽¹⁾

筆者はこれを受け、拙稿「徳川後期の『銭遣い』について」（本誌73巻3号、1980、以下「前稿」と称する）において、これまで研究の進展している藩札・私札発行史の成果を援用し、全国的規模で「銭遣い」「銭建」経済を鳥瞰するため、「銭遣い」経済を前提として発行されていると考えられる、匁銭札および額面1貫文以上の高額銭文札発行の分布領域表を作成した。これによればそれら銭札の発行は、九州全域はもとより中四国、北陸、東北にわたっており、「銭遣い」慣行の存在は藤本氏が示唆された西南地域にとどまらず、より広範なものであったことが見通される。前稿ではこうした見通しをふまえ、九州の特定地域で藤本氏が試みられたような「銭遣い」経済の具体的な様相を確認する作業を、九州以外のケースとして、周防柳井津小田家と、松江藩領の場合について行った。

筆者が仮説提示した「銭遣い」経済の存在に関する史料的根拠を整理して示せば次のとおりである。まず第1は、藤本氏や野口喜久雄氏が紹介されたような、薩摩藩領を除く九州地方と中四国の一部地域における匁銭勘定例の広範な分布であり、それは史料的には現在のところ宝暦期まで遡る

注(1) 藤本隆士氏「近世西南地域における銀銭勘定」（『福岡大学商学論叢』第17巻第1号、1972）。

ことができること。第2は、「錢遣い」経済を反映して発行されているとみなされる匁錢札・高額錢文札を通して観察すると、それらがたんに九州地域に限定されず、京・大坂や東山・東海および江戸周辺等の中央日本を除く、全国の各地域にかなり広く分布していることが確認できること。第3に、「錢遣い」経済を反映していたと思われる個別的な商家経営帳簿観察例として、次のようなものが確認できること。すなわち、残存する文化13年(1816)以降に関するかぎりつねに錢建てで記帳され、しかし、流通貨幣としては銀・錢・札から金貨に中心を移していく周防柳井津小田家、文化期において貸付残高のうち、匁錢勘定も含んで錢建取引が全体の57パーセントであり、1件当たり取引額も平均57貫文(約7.5兩に相当)と、けっして小額とはいえない額であった筑後竹野郡林田家、さらに元文3年(1738)末において錢約2,000貫文(銀約53貫匁に相当)の「有物」のすべてが錢建てで勘定され、有金も大半が錢であった肥後天草石本家などをあげうる。第4の根拠としては、出雲松江藩ではすでに延宝2年(1674)より藩札(銀札)が発行されているが、円滑に流通せず、しばしば新発行がくり返され、いずれも失敗している。けれども天明頃より松江城下を中心にあらわれてくる高額錢文札(私札)のみさかんに流通するようになった。この一方で、明和期の藩借財が錢建勘定であること、弘化4年(1847)に調達された御用金の大半が錢建てであった事実をあげることができる。⁽²⁾

新保博氏は、筆者の以上のような仮説提示をきわめて懐疑的に受けとめられ、前稿で明示した史実に対して、次のような見解を示された。⁽³⁾

まず第1に、筆者が「錢遣い」経済を反映しているものと仮定した、額面1貫文以上の錢札発行・流通に対しては、このような高額錢札がひろく発行されるのは錢貨のもつ支払手段としての不便さ(重量)から当然なことであり、また、小額金貨としての一朱金・二朱金は「基本貨幣である一分判・小判」にくらべて著じるしく品位が劣り、補助貨幣としての役割があたえられていたので、錢札が補助貨幣の域をこえるためには金1分相当以上の額面、少なくとも1.5~2貫文以上の額面をもつことが必要である。

第2に、匁錢札は「錢遣い」を背景として発行されているのではなく、錢貨が銀貨体系の一環として組みこまれ包摂されている、つまり「銀遣い」なるが故に成立している。何となれば、匁錢札は一定量の錢貨を体化すると同時に、同量の秤量銀貨または同額面の銀札と等価関係に立つ、銀札の一亜種ともいうべきものである。この根拠として、匁錢札は「銀遣い」経済圏といわれる西日本にみられ、しかも匁錢札発行以前に多くの場合銀札の発行が行われている。

第3に、錢建勘定が存在したのは、基本貨幣としての秤量銀貨が時とともに計算貨幣化し、「銀

注(2) 以上、前稿および拙稿「近世後期西南地域における貨幣流通」(『西南地域史研究』第2輯、1978)。

(3) 新保博氏「江戸後期の貨幣と物価に関する断章」(本誌73巻3号、1980)。以下、注記のない新保所説はすべて同論文による。

再び徳川後期の「銭遣い」について

遣い」経済圏での現実の基本貨幣が金貨に変わっていく過程で、「金貨と秤量銀貨の双方の補助貨幣として機能している銭貨が、両基本貨幣に対する共通項として」、両者をリンクさせる計算貨幣としての役割をもつようになる。ここに銭建勘定が、匁銭札とともに、成立する根拠があり、秤量銀貨が現実の通貨としての機能をほとんど失った文政以降になると銭建勘定は存在理由を失っていく。

最後に、にもかかわらず全国的に広く銭建勘定が存在した理由としては、農民や一般都市住民の小口取引では銭貨が一般的交換手段となるのがつねであり、そのような小口取引に主力をおいている商人や地主が銭建勘定をとり、またその貨幣資産の中で銭貨が大きな比重を占めているのは当然である、と説明されている。⁽⁴⁾

以上のような、拙稿に対する新保氏の反論の中には傾聴に値する論点も少なくないが、ではそれによって藤本氏や筆者が仮説提起した「銭遣い」経済圏の存在が否定しつくされたかということ、そのように認めることは今のところまったく不可能である。すなわち、その所説の中には見逃すことのできない重要な史実解釈上の見解の相違や、それに付随する貨幣概念上の問題、および筆者が提示した史実に対する誤解にもとづく論点も含まれているからである。そこで本稿では、新保氏の反論のうち、重要な2、3の論点にこたえる形で、前稿において説きえなかった点や、説明の不備等を補うこととしたい。

2 「補助貨幣」概念について

前述したように、新保氏は徳川期の基本貨幣としての金貨を一分判・小判に限定され、文政一朱金・天保二朱金は補助貨幣であったと理解されている。もしこの理解が正しければ、筆者が「銭遣い」経済を反映しているものと解釈した額面1貫文以上の銭札はまだ補助貨幣にとどまり、新保氏が指摘されるように、金1分相当以上の額面である1.5～2貫文以上の額面をもつことが必要となってくる。そこでまずはじめに、一朱金・二朱金のような1分未満の小額金貨が補助貨幣であったかどうかについて検討しよう。

貨幣理論でいわれている「補助貨幣」とは本位貨幣に対するもので、「一般には本位貨幣は、その素材である金属の実体価値と等しい額面価値をもつ鑄貨の一種と解されている」⁽⁵⁾から、補助貨幣の条件はまず、その額面価格が素材としての金属内容よりも高いことでなければならない。これは、

注(4) このほか、新保氏は筆者が「銭遣い経済圏の方がおおむね大坂よりも銭高銀安であったことが推測しうる」との見通しを明示したのに対し、地方一大坂間でのかなり大きな銭相場の乖離は認められながらも、「その方向については定かなことはいえない」とされている。もとより、「この点については、とりわけ地方銭相場の今後の時系列データの博搜にまたねばならない」ことは、すでに前稿で注記したとおりである。

(5) 高橋泰蔵・増田四郎氏編『体系経済学辞典』(1975)、459ページ。

その実体価値が額面価格をこえることがあると、その補助貨幣は退蔵されてしまい、流通手段として機能しえなくなってしまうからである。したがって、新保氏が文政一朱金や天保二朱金を小判・一分判に対する素材の実体価値不足をもって「補助貨幣」であると指摘されることは、このかぎりにおいて誤りではない。

しかし、「補助貨幣」にはいま一つ規定された条件がある。それはその発行量および通用力（1回あたり最高支払量）が制限されている、ということである。この理由は、これらが無制限であると、良貨としての本位貨幣が駆逐され、退蔵されてしまうことにはかならない。しかるに、まず、幕府が文政一朱金および天保二朱金発行にあたって出した次のような御触の中で、その通用力に制限を加えるような文言を見出すことはできない。

I 文政7年5月の御触

此度世上通用之ため壹朱之歩判金新規吹立被仰付候間、右歩判拾六を以金壹両之積り、尤銀錢共兩替小判・貳分判・壹分判・貳朱判同様之割合に相心得取交、無滯可致通用候

II 文政8年3月の御触

壹朱判之儀、御年貢并諸向上納金者勿論、諸問屋払・諸家為替納且遠国為替等之儀も壹朱判取交可申候、尤皆壹朱判にて勝手次第に候間、弥世上通用差滯申間敷候（傍点、筆者）

III 天保3年10月の御触

此度世上通用之ため貳朱之歩判金吹立被仰付候間、右歩判八ツを以金壹両之積、尤銀錢共兩替小判・貳朱判・壹分判・壹朱同様之割合に相心得、是迄之貳朱銀に取交、無滯可致通用候

これらの御触から、文政8年（1825）の場合で明示されているように、他貨幣とのたんなる混合流通が要請されるばかりでなく、「皆壹朱判にて勝手次第に候」、つまり小額金貨である文政一朱金の無制限通用が強調されていることに注目したい。このような小額金貨発行の効果を雄弁に物語るのが表1である。すなわち、文政一朱金発行後における小額金貨発行量の地位を、新保氏の指摘される「基本貨幣」としての小判・一分判と対比すると、文政期こそまだ補助的に使用されるほどの量にすぎない（もっとも、これら小額金貨発行量をはるかにしのぐ二朱銀の流通があった）が、天保一安政期には二朱金発行量が急速に拡大した。他方、小判・一分判は、天保改鑄後は発行量のうえでこの期改鑄総額の39パーセントを占めるにすぎず、小額金貨に金貨としての主座の地位を奪われるにいたり、さらに万延以降はおなじく1パーセントにまで落ちて、その存在すら形骸化したともいえる状況となっているのである。

以上のように、新保氏が例示された文政一朱金・天保二朱金は、「補助貨幣」の第2の条件であ

注(6) 小林威雄氏『貨幣の基礎理論』(1969), 185~6ページ。

(7) 前掲『体系経済学辞典』459ページ, および前掲小林著 188ページ。

(8) 以上, 大蔵省編『日本財政経済史料』第2巻, 667, 669, および676ページ。

再び徳川後期の「錢遣い」について

表1 元文一万延期金貨純分含有量と鑄造量

金貨	通用期間	1両あたり純分含有量	鑄造量
元文小判・一分判	元文1～文政2	匁 2.30	万両 1,744
文政小判・一分判	文政2～天保8	1.97 (100)	1,104
文政一朱金	文政7～天保4	0.72 (37)	292
天保二朱金	天保3～万延1	1.03 (61)	1,288
天保小判・一分判	天保8～安政6	1.70 (100)	812
安政二分判	安政3～万延1	0.59 (43)	355
安政小判・一分判	安政6～万延1	1.36 (100)	35
万延小判・一分判	万延1～	0.50 (100)	66
万延二分判・二朱金	万延1～	0.35 (70)	5,004

典拠：田谷博吉氏「江戸時代貨幣表の再検討」（『社会経済史学』第39巻第3号，昭48），37～9ページ。

注：カッコ内は同一期小判純分含有量と小額金貨純分含有量比を示す。また，通用期間は引替開始年をもって終期とした。

る，発行量および通用力の制限性がみられず，したがって，それらを補助貨幣であったとみなすことはできない。だとすれば，額面が一朱金や二朱金に相当する錢札（錢相場いかんによるが，近世後期を通じて300～900文）の額面を越える500文札や1貫文札などの錢札の広範な流通の意義の解明の必要はいぜんとして残ることとなるのである。

この点に関しては，新保氏は高額面の錢札が発行される積極的理由として，錢貨の支払手段としての不便宜性＝大量支払いの場合の重量に着目され，貨幣経済の進展に伴い，500文，1貫文といった比較的高額の錢札がひろく発行されるようになったと解釈されている。この見解は高額錢札流通の拡大についてきわめて説得力に富むものであるが，しかし，それら高額錢札が広く発行される時期に，それらとほぼ同額の小額金貨がなぜ大量に発行されるようになるのか，という新しい疑問を生む。逆言すれば，新保氏の推論に従えば，あえて高額面の錢札を発行しなくても，一定額を越える錢貨の授受にさいしては，小型で軽量な一朱金・二朱金が十分に流通手段としてその役割を果たすことができたと考えられるのである。いわば，小額金貨と500文・1貫文の高額錢札は互いに排除し合う関係にあったにもかかわらず，両者とも着実に幕末に向けて広く流通していった意味を追求する必要があると思われる。

3 匁錢勘定について

つぎに，匁錢勘定は「錢遣い」ではなく，「銀遣い」を背景として成立しているという新保所説を検討しよう。氏はその解釈の前提として，たとえば匁錢札の場合，「公定換算率にもとづいて現実の錢貨と等価関係におかれることにより，匁錢札は一定量の錢貨を体化すると同時に，他方において同量の秤量銀貨または同額面の銀札と等価関係に立っている」と理解されている。しかしなが

ら、たしかに銭1匁があらわす銭量は後述のように特定期に成立していた銭相場があてられる場合もあり、そのかぎりにおいては、その時点で銭1匁＝銀1匁が成立し、匁銭勘定が「銀遣い」経済と連繫していたといつてよい。けれども、特定地域における銭1匁が体化する銭量は、その後の銭相場の変動にかかわらず固定しており、以降の銭相場にスライドして変化するというような事例は今のところまったく確認されていない。

たとえば、肥後天草における石本家では、史的には18世紀前期より銭19文＝1匁、つまり19文銭勘定であったことが確認できるが、1匁があらわす銭量は幕末にいたるまでまったく不変である。また、周防柳井津小田家の場合でも、データの判明する文化一幕末期のかぎり、本店は76文銭勘定、出店は80文銭勘定であった。この場合、柳井津において銭相場がつねに銀1匁＝銭76文であったわけではない。小田家「柳卸帳」によれば、この期間の銭相場は銀1匁＝銭100～110文であつて、小田家の76文銭ないし80文銭勘定は現実に存在した銭相場とはまったく無関係なものであつた。また、文化13年（1816）小田家の銭貨保有構成をみると、76文銭、すなわち76文を1緡ましないし1束としたものももっとも多く、ついで80文銭がこれに準じ、丁〇、すなわち100文を1緡としたものと百五文銭がわずかながらあつたことは、取引先によつて「銭1匁」があらわす銭量が多様であつたことを示唆している。

ただし、このような匁銭1匁があらわす銭量の決定要因の大部分が、当初現実に存在した銭相場であつたらうことは想像に難くない。すなわち、前稿で紹介した九州における匁銭勘定例をみると、同一藩領内で1匁のあらわす銭量が異なる事例が少なくない。それが時期的に変化していったのか、あるいは領域内部で局地的に異なる匁銭勘定が併立していたのかについて今後の検討が要せられるが、少なくともそれら匁銭勘定における1匁のあらわす銭量決定にあつて、これらデータによるかぎり、現実に存在した銭相場が契機となつたことは容易に類推しうるのである。これらのうちで、天領天草や日田、および佐賀藩領のみ19文銭ないし20文銭と、銭1匁があらわす銭量がきつめて少ない。これは一見他の地域の匁銭勘定と性格を異にしているように見えるが、たとえば佐賀藩領の場合、20文銭慣行を直接示した史料は、つぎのように元文2年（1737）までいまのところ遡ることができる。

一御領中諸商人共、銭廿文を壹匁と相唱、専致商売候段相聞候、文銀一統ニ通用為被仰付置儀候へハ其通を以商売等可被致答之処、廿文を壹匁と相唱候段甚以不宜之条、向後貳拾文壹匁之唱不仕様応可被申触候、若相背者於有之ハ急度可被及御吟味旨申候、以上

午十月廿七日

(9)
（「御屋形日記」）

注(9) 拙稿「徳川中後期の佐賀米価史料」（『松山商大論集』第26巻第1号、1975）、105ページ。

再び徳川後期の「銀遣い」について

これは佐賀本藩から多久領に届けられた御触の写であるが、文面から解釈すれば20文銀遣いは領内ではきわめて根強く、その始源はさらに相当遡りうるものであることが推定可能である。そして、もし近世初頭から20文銀遣いが続いていたとすれば、当時の公定貨幣相場からしてありえない額ではなかった。すなわち、徳川幕府がはじめて慶長14年(1609)に示した三貨の交換比率は、金1両=永楽銭1貫文(=京銭4貫文)=銀50匁であり、その前年に永楽銭廃棄の方針が出たが、その実現は寛永(1624~43)―寛文(1661~72)期における寛永通宝の大量鑄造をまたねばならなかった⁽¹⁰⁾ことは周知のとおりである。中世以来、庶民の流通貨幣であった永楽銭が地方では近世に入っても根強く使用される一方で、西日本における基本貨幣としての鑄造銀貨が普及するにつれ、当時の公定換算率にもとづいて、銀1匁=永楽銭20文が佐賀では20文銀遣いとなったと推定するのはけっして根拠のないことではないだろう。

いずれにしても、匁銀勘定はその成立契機として地方への銀貨の普及、あるいは銀建てによる領外取引の拡大が十分に考えられる。しかしこのような要因によって、これらの地域が銀遣いから銀遣いに移行したとみるのはやや早計に思われる。各地での匁銀勘定の成立期においてこそ、それは銀遣いと銀遣いをリンクさせる効用があったが、ひとたび銀相場の変動によってもともと固定していた銀1匁のあらかず銀量が現実と乖離すると、匁銀勘定は銀遣いとはまったく無関係な、「銀遣い」上の一計算単位となったのである。たとえば、銀1匁=76文という匁銀勘定が存在していた場合、市中銀相場が銀1匁=銀76文である場合のみ匁銀勘定は銀遣いにそのままリンクしうる。しかし、市中銀相場が銀1匁=銀80文となると、もはや銀1匁=銀1匁は成立しえない。もし、新保氏が説かれるように、匁銀勘定が「銀遣い」を前提として成立し、「銀貨が銀貨体系の一環として組みこまれ包摂されている」とすれば、銀1匁のあらかず銀量は市中銀相場の変動に応じてスライドしておらねばならないのである。ところが現実には銀相場の変動にかかわらず固定化しており、匁銀勘定は小額貨幣である銀貨をたんに一定量まとめる手段として機能するにすぎなくなった。このかぎりにおいて、匁銀勘定はあくまで「銀遣い」を基盤としつづけていたといわねばならない。

なお、これまで確認されるかぎりにおいて、匁銀札が18世紀後半に登場したごとの意味について、新保氏は、この期に「銀遣い」経済圏で秤量銀貨が基本貨幣としての地位を失ってゆき、かわって金貨が現実の取引で基本貨幣となってくるにともない、両貨幣の双方の「補助貨幣」として機能していた銀貨が両貨幣をリンクさせる計算貨幣としての役割をもつようになったためと説明されている。匁銀札がとくに18世紀後半から拡大してくるごとの意味については、たしかにこの期の貨幣需要のたかまりとの関連で把握する必要があると思われるが、少なくとも匁銀勘定がつねに銀遣い経済と直接リンクするものではなかったことは前述したとおりである。

また、匁銀札発行の前提となる匁銀勘定そのものは、少なくとも18世紀前半においても確認する

注(10) 作道洋太郎氏『近世日本貨幣史』(1958)、113~4ページ。

ことができ、その成立はおそらく近世初頭まで遡ることが可能であろう。さらに、新保論文で引用されている、筆者の前稿での幕末期柳井津小田家における取引の中心が、銭建てから銀建てに移行していった事実は、銭建勘定そのものが消滅していったことを示しているのではない。小田家の記帳そのものは明治初年にいたるまで七六銭、すなわち銭1匁=76文とする計算単位で統一されているのであって、それだけ匁銭勘定が根強いものであったことを逆に示しているといえよう。

4 「銭遣い」の実態

近世における銭貨は、金・銀貨にくらべてもっとも小額な貨幣であり、したがって金遣い経済圏においても、銀遣い経済圏においても、金・銀貨と混合通用されていたことはいうまでもないことである。この意味において、新保氏が前述のように、いかなる地域でも「農民や一般都市住民の小口取引では銭貨が一般的交換手段となるのがつねであり、そのような小口取引に主力をおいている商人や地主が銭建勘定をとり、また、その貨幣資産のなかで銭貨が大きな比重を占めていたとしてもけっして不思議ではない」と説かれるのはいちおう至当なことと思われる。にもかかわらず、なお筆者が前稿で指摘せんとしたのは、おなじ農民や一般都市住民を相手とする小口取引でも、銭貨が一般的交換手段となる地域と、金・銀貨が主たる交換手段となる地域とにおおまかに類別できることにはかならない。これらの類別はたんに個別の商人や地主のいかん、つまり経済主体の特殊性によるものではなく、地域的なものと推定されるのである。

いま、ここでの拙論をより具体的に展開するため、先学の研究成果に依拠して若干の事例を紹介しながら、三貨流通の地域性を明示しよう。表2は、竹安繁治氏が分析された河内綿作地域におけ

表2 河内衣摺村飯田家日雇賃銀支払状況(文政13・天保12年)

支払年月	日雇人名	労働日数	賃銀	支払貨幣
文政 13.10	大工清兵衛	計22日(賃銀 計57匁2分)	匁 銀12.08	金3朱
11	〃		1.0	銭104文
〃	〃		8.06	金2朱
〃	〃		4.03	〃1朱
〃	〃		12.08	〃3朱
〃	〃		16.1	〃1歩
12	〃		3.85	
10	太郎兵衛		19日	24.18
天保 12.5	おしづ	2日	銭240文	
〃	喜兵衛	4日	銀6.0	
6	惣介	12日	7.75	金2朱
10	安治郎	15.5日	7.8	金2朱

典拠：竹安繁治氏『近世畿内農業の構造』(1969), 219ページ。

再び徳川後期の「金遣い」について

一富農の日雇賃銀支払状況の一部を示したものである。これによれば、女子の賃銀単価は錢建てとなっており、男子はすべて銀建てである。惣介・安治郎のように、あきらかに女子の日当より低賃銀であったものも認められることから、これは日当の高低いかんによるのではなく、女子雇傭がより臨時的であったことによるものと思われる。いずれにしろ、錢額で示した方がより便宜的である銀1匁前後（錢100文前後）の小額計算も、十進法のもつ便利さから銀額のまま処理されるのが大坂およびその周辺を中心とする「金遣い」地域の特徴といえよう。なお、ここで支払貨幣の多くが銀貨ではなく、金貨であるのは、すでに流通貨幣として河内地方に金貨が浸透していることを示している。

つぎに金遣いの典型例を示そう。

一 米九拾九俵 亥冬江戸廻米

石ニメ貳拾九石七斗

一 米拾六俵三升貳合七勺

石ニメ四石八斗三升貳合七勺

此代金貳兩三分 錢四百九拾四文

右廻米輕井沢ノ倉賀野迄駄賃米直段

兩替右同断（四貫九百文——筆者注）

一 米六俵貳斗七升九合

石ニメ貳石七斗九合

此代金壹兩壹分 錢百六拾文

右廻米倉賀野ノ江戸迄船賃

米直段金壹兩ニ壹石六斗二升かへ

兩替四貫八百文

これは信州佐久郡下小田切村における元禄8年(1695)分の年貢納目録の一部である。⁽¹¹⁾これによれば、まず江戸廻米輸送費は米量で計上されるが、その貨幣換算のための米相場が金1兩あたり米量であらわされている。そして、駄賃や船賃の支払いは賃米に相応する貨幣額でなされ、金貨を中心とし、錢貨が補助的に用いられている。同年貢納目録の他の部分によっても、金1分未満の金額が錢貨で計上され、支払われているが、このことは当時、1分未満の金貨がまだ存在していなかったから、⁽¹²⁾当然なことである。

おなじ金遣いの信州でも小額金貨が発行されるようになると、小口取引にさいして錢貨と混用さ

注(11) 市川雄一郎氏『佐久地方江戸時代の農村生活』(1955), 341~2ページ。

(12) 田谷博吉氏「江戸時代貨幣表の再検討」(『社会経済史学』第39巻第3号, 1973), 36ページ。1分未満の金貨は、元禄10年6月に二朱金がはじめて発行された。

れるようになる。すなわち、表3によれば、天保13年（1842）における伊奈地方の桑苗相場は、中物10本につきおおむね銭50文であった。金貨で代価が受けとられた最小額は、3月1日中物80本分についての金1朱であり、これは他の例から銭400文に相当することがわかる。ただし、この期の

表3 信州伊奈郡阿島村宇佐美家の桑苗販売（抜粋）（天保13年）

月 日	数 量	価 格	販 売 先
2.20	上物150本	3朱	富田村平左衛門
〃	上物130本	} 3朱ト74文	座光寺村之人
〃	中物 50本		
2.24	中物220本	1貫 100文	田村太左衛門
〃	〃 32本	200文	今左衛門
2.25	〃 160本	2朱	田村武兵衛
2.27	〃 40本	200文	かじや三右衛門
3.1	〃 80本	1朱	嘉介
3.5	〃 100本	1朱ト100文	染門
3.6	〃 100本	500文	太郎左衛門

典拠：平沢清人氏『近世南信濃農村の研究』（1978）151ページ。

1朱「金貨」は「一朱金」ではなく、「一朱銀（古一朱銀）」と思われる。素材が銀であれ、「金貨」であることにかわりはない。いずれにしろ、金2～3朱に相当する小口の販売額が銭で受けとられる場合もあるが、多くは小額金貨が使用され、その端数を銭で補助的に処理していたことが確認しえよう。

以上のような、これまで「銀遣い」あるいは「金遣い」が行われていたとみなされている地域での銭貨の役割はきわめて限定され、補助的であったが、前稿で鳥瞰した「銭遣い」が主流とみられる地域では、小口取引はもとより、銭建ての大口取引もけって珍しくない様相を示している。こうした一つの事例として、前稿で高額銭文札の発行が多く観察できた陸中南部地方の場合を垣間みよう。

表4は南部郡山の井筒屋権右衛門家による土地集積のうち、主として日詰町家屋敷についての一端を示したものである。これによれば、同家が取得した家屋敷のうち、案堵代が判明する13件で金建てとなっているのは2件のみであった。農民からの田畑集積ならば案堵代が銭建てとなることはむしろ理解しやすいが、ここに示されたのはすべて町家である。銭額は10貫文から200貫文におよんでいるが、金建て換算で約2両ないし30両であった。宝永2年の場合のように、金2歩半切（＝5/8両）と、もっとも小額な取引が金建てとなっていることがむしろ興味深い。権右衛門家はこのほかに田畑も大量に集積したが、案堵代が判明する天和から幕末にいたる49件についてみると、10件が金建て（金5切＝1両1歩～30両）、残る39件が銭建て（400文～500貫文）であった。⁽¹³⁾

こうした南部地方の銭遣いはけって土地・家屋敷売買に限定されるものではなく、南部藩領内

注(13) 宮本又次氏『小野組の研究』第2巻（1970）、570～3ページ。

再び徳川後期の「銭遣い」について

表4 井筒屋権右衛門家屋敷集積の一端

年月日	場所	表口	案堵代
元禄 6. 4.16	日詰中町	5間	銭 10 貫文
◇ 12.23	◇	◇	◇ 11.25貫文
◇ 7.12.10	◇	3間4尺5寸	◇ 17.5 ◇
◇ 15. 5.16		7間半	◇ 80 ◇
宝永 2.11. 7		5間	◇ 38.4 ◇
◇ 11. 9	日詰中町	2間半	金 2 歩半切
3.12.29	◇	◇	銭 10 貫文
6. 2. 8	日詰新田町	3間半	◇ 19.2 ◇
◇ 8.18		2間1寸5分	金 5 両
正徳 3. 3		5間1尺8寸	銭 14.8貫文
寛保 2. 4. 4	善四郎屋敷裏地	2間	◇ 40 ◇
文化12. 8	日詰町之内西側		◇ 150 ◇
文政 4. 6	新田町	3間7分5厘	◇ 200 ◇

典拠：宮本又次氏『小野組の研究』第2巻（1970）565ページ。

においてかなり一般的なものであった。たとえば、権右衛門家は酒造業をも営み、文化14年（1817）に300石の造酒株を所有していたが、同年の酒屋御役金および御礼銭は金3両3歩と砂金7分5厘、そして銭740貫文⁽¹⁴⁾であった。酒造業者に対するいわば営業税の大半が「銭」で賦課されたのであり、ここに南部地方における貨幣流通の地域的特性⁽¹⁵⁾があらわれているということができよう。

以上のように、「銀遣い」「金遣い」の地域では、一般的交換手段は文字通りそれぞれ銀貨・金貨が用いられ、銭貨は小口取引の場合でも端数処理などで補助的に用いられるにすぎないことが多かった。これに対して、「銭遣い」と目される地域では小口取引はもとより、金・銀貨で計算し、授受した方がはるかに便宜的な高額の取引でも銭貨が多く用いられている。こうした貨幣流通上の地域的特性を一般的に確認するためには、「銭遣い」という概念をより明確に規定する必要がある。 「金遣い」「銀遣い」という概念でさえ、徳川後期における銀貨の計算貨幣化、西日本での金貨の流通貨幣化によって、従来の単純な概念的把握のみでは実態を説明しきれなくなっているのである。そこで、ここではそのような貨幣流通上における価値基準と一般的交換手段の乖離という状況をもふまえ、「銭遣い」とは一般的交換手段として銭貨が用いられるということ以上に、価値基準として銭貨が用いられる貨幣経済と解釈しておきたい。

このように「銭遣い」を規定すれば、従来から指摘されている「農民や一般都市住民の小口取引」はいうまでもなく文字通り「銭遣い」であるが、前稿で提起した問題点は、そのような従来の解釈のワクを越える「銭遣い」の存在が認められるというものであった。このことはけっして特定地域を、たとえば「銭遣い」一色でぬりつぶし、他の「金遣い」あるいは「銀遣い」の存在を排除する

注(14) 宮本氏 同上書、553～4ページ。

(15) 南部地方の貨幣流通実態の詳細については別稿を用意したい。

ものではない。近世における貨幣流通は一定地域内でも、もともと階層や商品流通段階いかんによって異なるのがつねであり、ここでの「銭遣い」とは、町人や農民の経済を中心とし、大口取引も含めて、金・銀貨よりも銭貨がより多く価値基準として用いられている状態を示さんとするものである。このような「銭遣い」経済がたしかに存在したかどうかは、前稿で見当をつけた各地域における貨幣流通の実態を、とりわけ実際の取引の場において個々に観察し、それらを総合しなければ断言できないことはいうまでもない。いずれにしても、近世の貨幣と経済発展の問題を考えるうえで、従来必ずしも十分に解明されていない銭貨流通の実態を無視することはできず、前稿および本稿での作業は、それらについてほんの一部を垣間見たにすぎないのである。

（松山商科大学経済学部教授）